

焼津市議会 議会運営委員会・議員改革検討特別委員会 行政視察報告書

焼津市議会議長 村松幸昌 様

視察者：焼津市議会 議会運営委員会・議会改革検討特別委員会
議会運営委員会委員長 石田江利子
委員：深田ゆり子 杉田源太郎 増井好典
内田修司 奥川清孝 吉田昇一
原崎洋一（報告者）
議長：村松幸昌 副議長：河合一也

令和 7 年 7 月 23 日から 25 日に、議会運営委員会・議会改革検討特別委員会で三重県四日市市、三重県名張市、奈良県橿原市において行政視察調査をしましたので、その概要について報告します。

【視察地と項目】

- | | | |
|----------|---------|---|
| 7 月 23 日 | 三重県四日市市 | (1) 「ワイ！ワイ！GIKAI」の導入・展開
(2) ハラスメント防止対策の実効性向上 |
| 7 月 24 日 | 三重県名張市 | (1) 「議会まちカフェ」について
(2) 「通年議会」について |
| 7 月 25 日 | 奈良県橿原市 | (1) 政治倫理条例について
(2) 会派の取り扱いについて |

1. 三重県四日市市

【四日市市概要】

日本の中央部（三重県の東北部）に位置し、古くから「四日の市」に象徴される商業の町として、また東海道五十三次の 43 番目の宿場町として繁栄し、陸海交通の要衝でもある。四日市港を中心に萬古焼（窯業）、菜種油等の地場産業の他、紡績、ガラス、化学、電気などの近代工業が盛んである。

面積：206.5 km² 人口：305,599 人 世帯数：146,455 世帯（以上 R7.4.1 現在）

議員：34 人（R7.5.15 現在） 政務活動費：840,000 円／年

「ワイ！ワイ！GIKAI」について

ワイワイ（YY）の Y は四日市の Y で、もう一つの Y はユースという意味がある。4 つの常任委員会がそれぞれテーマを設定し、高校生、大学生などの若者から幅広く意見を聞くことを目指して令和 4 年度の 11 月に新形式で開催した。令和 4 年度は高校生、大学生を対象に、令和 5 年度はおおむね若い世代と対象範囲を拡大している。4 つの常任委員会がそれぞれ年 1 回以上開催することを基本としている。

「ハラスメント防止対策」について

四日市市議会は、議員政策研究会での提言を受け、議会改革検討会を経て、令和 4 年 3 月にハラスメント防止条例を議員提案で制定した。これは、既存の政治倫理要綱や職員向け要項では対応できない議員が関わるハラスメント防止が目的である。さら

に、令和7年5月には、行動指針を策定し、条例の実効性を高めている。

【所感】

(1) 「ワイ！ワイ！GIKAI」

- ・従来の議会報告会が抱えていた参加者の減少や固定化、さらにクレーマーへの対応といった課題を克服するため、議会自らが市民に歩み寄る姿勢は重要であり、特に、若年層に焦点を絞り、テーマや形式を柔軟に設定することで、議会との距離を縮め、有意義な意見交換を実現している。
- ・参加人数より、いかに近い距離感で意見のやり取りができたかというところを重要視している。
- ・各常任委員会で対象を検討し、団体と交渉してテーマを絞ることにより、より中身の濃い意見交換を実施している。

(2) ハラスメント防止対策について

- ・ハラスメント防止対策の実効性向上：議員と職員という特殊な関係性の中で発生するハラスメントに対し、議員提案で条例を制定したことは、議会の自浄作用を示すもの。
- ・外部の弁護士に事実確認を依頼する仕組み
- ・全議員が参加する政策立案の場を設け重要なテーマを深く掘り下げて検討する体制があり、それによりハラスメント防止に関する提言がされた。

【今後の参考となる事項】

(1) 「ワイ！ワイ！GIKAI」

- ・ターゲット層の拡大：高校生、中学生、特別支援学校生徒、商工会青年部等
- ・テーマの柔軟な設定：自由に発言できる環境
- ・意見の活用とフィードバック：一般質問等に生かし結果をフィードバック

(2) ハラスメント防止対策について

- ・ハラスメント防止の行動指針の策定
- ・研修を定期的に行うことによる意識向上
- ・外部弁護士等の調査による透明性の確保



2. 三重県名張市

【名張市概要】

名張市は、伊賀盆地の中にあり、古くは初瀬街道の宿場町として発展、風情のある町並み、歴史や文化など、今でも城下町の名残がある。

大阪と名古屋の間に位置し、近鉄電車などを利用した大阪への通勤者の「暮らしのまち」として発展。都市部から遠すぎず、近すぎずの距離で、「自然」と「便利さ」を両立している。

面積：129.77 km² 人口：73,760 人 世帯数：34,961 世帯（令和 7 年 4 月 1 日現在）

議員：17 名（令和 7 年 4 月 1 日現在） 政務活動費 480,000 円／年

「議会まちカフェ(出前型意見交換会)」について

議員全員が参加する年 1 回の議会報告会、それから地域から要望をいただいたときに地域に出向くそれまでの議会報告会(議員 18 人で 3 班に分けて、地域から要望に応じて、1 班、2 班、3 班の順番により対応していく体制)に加えて、令和 5 年から「議会まちカフェ」を実施している。

「議会まちカフェ」は、5 名以上の参加が見込める団体やグループが申し込みをする。テーマは申込者の希望、対応議員はテーマに応じて所管の委員会など議長が決定し、相手団体と正副委員長で進め方など事前調整する。令和 5 年が 4 グループ、令和 6 年が 4 グループ、令和 7 年がこれまで 3 グループで実施した。

「通年議会」について

長年の検討の末、令和 4 年に議長が議会運営委員会で検討を提案、議会改革特別委員会での協議などを経て、12 月本会議に会議規則の改正等の関係議案を上程し可決された。令和 5 年定例議会(招集議会)で 4 月 19 日から翌年 3 月 29 日の会期の通年議会が始まった。

【所感】

(1)「議会まちカフェ」について

- ・議会自らが市民の元へ出向き、直接意見交換を行うという、非常に市民目線に立った広聴活動であり、この取り組みは、議場に來てもらうのではなく、「こちらから行く」という姿勢を明確にすることで、市民が議会を身近に感じ、意見を届けやすい環境を整えている。出前型の議会まちカフェと議会報告会と二種類の意見交換会を実施している。
- ・議会を理解してもらう手法として、これらの活動により議員と市民との距離感を無くす、議員をより知ってもらう、議会の考え方を理解してもらうなどのメリットがある。

(2)「通年議会」について

- ・「定例会を年 1 回とし、会期をおおむね 1 年とする」という従来の運用を工夫する方式により、議員の活動を過度に制約することなくメリットを最大限に享受でき、執行部の専決処分を抑制や委員会活動をより活発に行うことができる。

【今後の参考となる事項】

(1)「議会まちカフェ」について

- ・若者、子育て世代、市民活動団体など、これまで議会との接点が少ないなど多様

な層とも活発な意見交換

- ・ 申込者の希望するテーマに基づき実施されており、また、意見交換で出された意見が議員の一般質問に繋がるなど、議員活動への活用。

(2)「通年議会」について

- ・ 従来の運用を工夫し定例会を年1回とすることで実質的に通年議会を実現する方法により、議員や事務局、市当局側の負担を最小限に抑えつつ、通年議会の利点を享受している。
- ・ 災害対応や国の制度改正など緊急性の高い案件について、定例議会の日程以外でも常に会期中であり、迅速に審議・議決できる体制を整えることで、議会の役割と責任を強化している。
- ・ 通年議会にすることで、常任委員会において定例議会の日程以外でも審議や所管事務調査が継続的に行える。



3. 奈良県橿原市

【橿原市概要】

奈良県中央部に位置し、奈良市に次ぐ県下第2の都市。「日本国はじまりの地」とも称され、日本初の本格的都城・藤原京跡や、初代神武天皇を祀る橿原神宮がある。また、大和三山（畝傍山・天香具山・耳成山）がそびえ、江戸時代の町並みが残る今井町も有名。近鉄線などが交差する交通の要衝でもある。

市名は初代神武天皇が、畝傍山の東南に「橿原の宮」を造って即位した伝承から付けられたといわれている。

面積：39.56 km² 人口：118,178 人 世帯数：56,175 世帯（令和7年4月1日現在）

議員：23 名（令和7年2月18日現在） 政務活動費 500,000 円／年

「政治倫理条例」について

平成8年12月に政治倫理要綱設置、平成20年11月に議会改革検討会（議会運営委員で構成）、平成21年9月に政治倫理条例制定、令和5年12月、6年6月、6年12月に改正を行なっている。政治倫理審査会は外部有識者のみで構成（議員は入っていない）。市民から有権者総数の1/100の連署により調査請求が可能。

「会派の取り扱い」について

2人以上の議員によって構成する団体を会派と認めている。政務活動費は個人支給となっている。代表質問及び会派代表者会議は行っていない。

議会運営委員会の委員の定数は9名であり、現在7会派であるため、各会派から1名ずつ選出し、2名は無会派議員6名の中から選出している（必ず無会派議員から選出するという訳ではない）。

【所感】

（1）「政治倫理条例」について

- ・政治倫理条例による自浄作用の強化及び議員活動の透明性の確保
- ・政治倫理審査会の委員に議員を含めず、外部の有識者のみで構成することで、公平性・客観性を確保している。弁護士等5名で構成。
- ・市の補助金交付対象となる団体の長への就任等に関する議員の利益相反に関して規定している。
- ・政治倫理基準違反の疑いがある事象について、市民等からの調査請求が可能としているが、その請求の適否について議長が議会運営委員会に意見を聴いた上で、審査会に調査を求めるかどうか決定する。

（2）「会派の取り扱い」について

- ・2名以上の議員で構成される団体を会派として認めており、現在7つの会派が存在する。各常任委員会の委員選考は全体協議会、または選考委員会で調整する。会派に属する議員と無会派の議員の取り扱いに差異がない。
- ・議会改革も含めた全ての特別委員会には正副議長を除く全議員（21人）で構成しており、全議員により検討を進める体制であった。
- ・議会広報委員会は立候補制により選出している。
- ・予算決算特別委員会は常設ではなく会議ごとに設置している。

【今後の参考となる事項】

(1)「政治倫理条例」について

- ・審査会委員に外部の有識者を入れることで、公平かつ客観的な審査体制をとっている。(議会が審査会等の附属機関を設置することの是非については議論が必要)
- ・政治倫理基準違反の疑いに対する調査請求について市民等からの調査請求を可能としている。また、その請求にあたり「有権者の 1/100 以上の連署」を必要とし、及び「議長が、議会運営委員会に意見を聴いた上で、審査会に調査を求めるかどうかを決定する」とし、過大な請求による無用な混乱を避けるための規定を設けている。

(2)「会派の取り扱い」について

- ・2名で構成する会派が5つあることや無会派議員が6名いることから、議会運営委員会や常任委員会の委員選出方法等について、会派に属する議員と会派に属しない議員の扱いに差異がなく、状況に応じた議会運営となっている。
- ・議会改革などの特別委員会では正副議長を除く全議員(21人)による構成で、会派に属する議員、会派に属しない議員に関係なく、全員がフラットな立場で協議できる場であるが、意見がまとまらずに結論を持ち越すこともある。
- ・議会広報委員会は立候補制であり、より意欲のある議員が担当することで、広報誌のさらなる充実を図る。

